きゅうでんガス　for au

（使用契約条件）

2025年12月1日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

きゅうでんガス for au

目　　次

１　適　用　範　囲 …… １

２　料　　金 …… １

３　割　　引　　額 …… ３

４　日　割　計　算 …… ４

５　料金の支払期日および支払方法 …… ５

６　そ　　の　　他 …… ５

附　　則 …… ６

別　　表 …… ７

１　適　用　範　囲

この使用契約条件は，お客さまが，料金を，ＫＤＤＩ株式会社（以下「ＫＤＤＩ」といいます。）および沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー電話」といいます。）が別に定めるきゅうでんガス for au 立替払いサービス請求規約に係る契約にもとづき，ＫＤＤＩに毎月継続して料金を立替えさせる方法（以下「ＫＤＤＩ　立替払いサービス」といいます。）により支払われる場合で，当社との協議が調ったときに適用いたします。

２　料　　金

料金は，⑴および⑵を適用して，１月ごとのガス供給条件（以下「供給条件」といいます。）15（使用量の算定）に定める使用量にもとづき算定された基本料金および従量料金の合計といたします。

なお，従量料金は，別表１（単位料金の調整）により算定した調整単位料金にその１月の使用量を乗じて算定いたします。

⑴　適　用　区　分

料金表の適用区分は，料金の算定期間の使用量に応じ，次のとおりといたします。

使　　用　　量	適用される料金表
０立方メートルから15立方メートルまでの場合	料金表Ａ
15立方メートルをこえ30立方メートルまでの場合	料金表Ｂ
30立方メートルをこえ100立方メートルまでの場合	料金表Ｃ
100立方メートルをこえる場合	料金表Ｄ

⑵　料　　金　　表

イ　料　金　表　Ａ

(ｲ) 基　本　料　金

１月および１契約につき	９１３円００銭

(ﾛ) 基準単位料金

１立方メートルにつき	２４６円７６銭

(ﾊ) 調整単位料金

(ﾛ)の基準単位料金をもとに別表１（単位料金の調整）により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

ロ　料　金　表　B

(ｲ) 基　本　料　金

１月および１契約につき	１，１３３円００銭

(ﾛ) 基準単位料金

１立方メートルにつき	２３２円１０銭

(ﾊ) 調整単位料金

(ﾛ)の基準単位料金をもとに別表１（単位料金の調整）により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

ハ　料　金　表　C

(ｲ) 基　本　料　金

１月および１契約につき	１，５６２円００銭

(ﾛ) 基 準 単 位 料 金

１立方メートルにつき	２１７円８０銭

(ﾊ) 調 整 単 位 料 金

(ﾛ)の基準単位料金をもとに別表１（単位料金の調整）により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

ニ 料 金 表 D

(ｲ) 基 本 料 金

１月および１契約につき	２，１６７円００銭

(ﾛ) 基 準 単 位 料 金

１立方メートルにつき	２１１円７５銭

(ﾊ) 調 整 単 位 料 金

(ﾛ)の基準単位料金をもとに別表１（単位料金の調整）により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

３ 割 引 額

(1) 各月の割引額は，その１月の料金表の適用区分および使用量に応じ，次のとおりといたします。お客さまは，各月の料金から割引額を差し引いた金額を支払っていただきます。

なお，割引額は，その１月の料金を上回らないものといたします。

イ　料　金　表　A

使　　用　　量	割引額
０立方メートルから５立方メートルまで	１００円００銭
５立方メートルをこえ15立方メートルまで	２００円００銭

ロ　料金表Ｂ，料金表Ｃまたは料金表Ｄ

料　　金　　表	割引額
料　金　表　B	３００円００銭
料　金　表　C	５００円００銭
料　金　表　D	７００円００銭

⑵　料金の算定期間にガス使用契約の消滅日を含む場合は，⑴の割引額を適用いたしません。

４　日　割　計　算

供給条件17（日割計算）⑴の適用を受ける場合の料金は，次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

なお，２（料金）⑴の料金表Ａ，料金表Ｂ，料金表Ｃまたは料金表Ｄの適用区分は，料金の算定期間における使用量に30を乗じ，日割計算対象日数で除した１月換算使用量によります。また，１月換算使用量の単位は，立方メートル単位の整数とし，その端数は，切り捨てます。

⑴　日割計算後基本料金

$$基本料金 \times \frac{日割計算対象日数}{30}$$

なお，基本料金は，２（料金）⑵の基本料金といたします。

⑵　従　量　料　金

従量料金は，２（料金）⑵を適用し，料金の算定期間における使用量によって算定いたします。

５　料金の支払期日および支払方法

⑴　料金の支払期日は，供給条件18（料金の支払義務および支払期日）⑵にかかわらず，支払義務発生日の翌日から起算して60日目といたします。なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

⑵　お客さまは，料金については毎月，供給条件19（料金その他の支払方法）にかかわらず，ＫＤＤＩ　立替払いサービスにより支払うものといたします。

⑶　料金がＫＤＤＩにより当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに，お客さまからも当社に対する支払いがなされたものといたします。

６　そ　の　他

⑴　１（適用範囲）に定める適用条件を満たさなくなる場合は，お客さまは，ａｕエネルギー＆ライフ株式会社，ＫＤＤＩまたは沖縄セルラー電話を通じてすみやかに当社に申し出ていただきます。

⑵　１（適用範囲）に定めるこの使用契約条件の適用範囲を満たさないことを当社が確認したときは，この使用契約条件の適用を解消させていただきます。この場合には，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

⑶　この使用契約条件に定めのない事項については，ガス供給条件によるものといたします。

附　　則

（この使用契約条件の実施期日）

この使用契約条件は，2025年12月1日から実施いたします。

別　　表

1　単位料金の調整

調整単位料金および原料費調整単価は，次のとおり算定いたします。

⑴　調 整 単 位 料 金

イ　基準平均原料価格

１トン当たり，85,350円といたします。

ロ　平均原料価格の算定

平均原料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均原料価格は，10円単位とし，10円未満の端数は，１円の位で四捨五入いたします。

平均原料価格＝Ａ×0.9423＋Ｂ×0.0620

Ａ＝各平均原料価格算定期間における１トン当たりのＬＮＧ平均価格

Ｂ＝各平均原料価格算定期間における１トン当たりのＬＰＧ平均価格

また，各平均原料価格算定期間における１トン当たりのＬＮＧ平均価格および１トン当たりのＬＰＧ平均価格の単位は，10円とし，10円未満の端数は，１円の位で四捨五入いたします。

ハ　調整単位料金の算定（１立方メートル当たり）

㈠　１トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{調整単位料金} = 2\ (\text{料金})\ ⑵\text{の基準単位料金} + (\text{ロの平均原料価格} - \text{イの基準平均原料価格}) \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

(ﾛ)　１トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{調整単位料金} = 2\ (\text{料金})\ (2)\text{の基準単位料金}$$

$$-\ (\text{イの基準平均原料価格} - \text{ロの平均原料価格})$$

$$\times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお，基準平均原料価格と平均原料価格との差額は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で切り捨ていたします。

また，上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は，切り捨ていたします。

ニ　調整単位料金の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された調整単位料金は，その平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお，各平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間は，次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	調整単位料金適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の６月分の料金の算定期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の７月分の料金の算定期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の８月分の料金の算定期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の９月分の料金の算定期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の10月分の料金の算定期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の11月分の料金の算定期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の12月分の料金の算定期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	翌年の１月分の料金の算定期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の２月分の料金の算定期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の３月分の料金の算定期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の４月分の料金の算定期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の５月分の料金の算定期間

⑵　原料費調整単価

イ　１トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料費調整単価＝⑴ハ(イ)により算定した調整単位料金

－２（料金）⑵の基準単位料金

ロ　１トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料費調整単価＝２（料金）⑵の基準単位料金

－⑴ハ(ロ)により算定した調整単位料金